

インフレ条項に基づく請負代金額の変更請求に関するQ&A

平成25年5月9日現在

NO	質 問	回 答
1	基準日時点において残工期が2ヶ月以上ない工事は、インフレスライド条項の適用対象とならないのか？	適用対象とならない。
2	運用基準の記6にある「発注者が積算に使用している物価資料等の価格」とは具体的に何か？	県設定単価、物価資料の掲載単価、特別調査又は見積価格採用単価である。
3	請負代金額の変更手続き等の様式はあるか？	国土交通省の様式（運用マニュアル）を参考に、県の運用と手続き様式を定めた。
4	運用基準の記「5. 残工事量の算定」における事務の簡素化の方法はあるか？	発注者は受注者に「工事出来高内訳書」及び「実施工程表付き工事履行報告書」の提出を求め、これらにより工事数量総括表（工事数量表）を用いて出来高を確認できる。
5	No.4の回答にある「出来高確認」の方法は、東日本大震災以外の災害復旧工事や通常事業の工事にも適用できるか？	適用できる。
6	運用基準の記「1. 適用工事」（3）にある「賃金水準」とは具体的に何か？（市町村からの照会）	公共工事設計労務単価（一般土木工事労務）のことである。
7	運用基準にある「賃金水準の変更がなされた時」、「直近の賃金水準の変更日」や「賃金水準の変更がなされる日」等は具体的に示されるものか？（市町村からの照会）	公共工事設計労務単価（一般土木工事労務）が改定される場合は、県土整備部建設技術振興課から各市町村に参考通知される。
8	変更設計書を作成する際、インフレスライド後の残工事に係る設計単価は、当初設計時点での単価なのか基準日時点での単価なのか？	基準日時点での単価である。
9	2回目のインフレスライドの際の変動前単価は、当初設計時点での単価なのか1回目スライド時点での単価なのか？	1回目スライド時点での単価である。
10	インフレスライド後の設計変更にて新規工種が発生した場合の単価は、当初設計時点の単価なのか基準日時点での単価なのか？	基準日時点での新単価である。